

一般社団法人長野県農業会議 第90回常設審議委員会の概要

令和5年9月15日（金）に長野市「JA長野県ビル」において開催した、第90回常設審議委員会の審議結果等の概要は下記のとおりです。

記

1 農地法等に基づく審議

(1) 第1号議案（資料正-①）

農地法第4条の規定に基づく小海町農業委員会からの意見聴取案件について審議審議した結果、「許可相当」として意見回答することを決定しました。

(2) 第2号議案（資料正-②）

農地法第5条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、高森町の案件を除き、「許可相当」として意見回答することを決定しました。

(3) 第3号議案（資料正-③）

農地法第5条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件（営農型太陽光発電施設の新規案件、高森町、ブドウ）について審議した結果、「許可相当」として意見回答することを決定しました。

2 報告事項

令和6年度農業委員会組織関係予算の概算要求の概要について資料④により説明しました。

3 その他

農業者年金の加入推進について資料⑤、年金パンフレットにより説明しました。

一般社団法人長野県農業会議 第90回常設審議委員会 出席者名簿

期日 令和5年9月15日
場所 JA長野県ビル12A

■常設審議委員 在籍者29人、出席者26人

○印は出席者

		氏 名		
正副会長	23 (会長) 望月 雄内 ○	1 (副会長) 市川 寛 ○	8 (副会長) 田中 悦郎 ○	
	2 小山田 武 ○	3 伊藤 利孝 ○	4 小泉 幸善 ○	
常設審議委員	5 有馬 久雄 ○	6 高田 清人 ○	7 伊藤 兼彦 ○	
	9 中島 完二 ○	10 伊藤 宏昭 ○	11 保木野 幸雄 ○	
	12 藤沢 勉 ○	13 青木 保 ○	14 佐野 啓明 ○	
	15 松永 晋一 ○	16 神農 佳人 ○	17 中村 光男 ○	
	18 千國 茂 ○	19 宮澤 清志 ○	20 小林 安男 ○	
	21 所 弘志 ○	22 武重 正史 ○	24 寫田 武司 ○	
	25 金子 ゆかり ○	26 浅田 みさ子 ○	27 沼田 浩子 ○	
	28 小林 文彦 ○	29 伊藤 洋人 ○		
県等	県農政部農業政策課 ・安藤忠幸 課長補佐兼農業団体・共済係長、丸田慎太郎 農地調整係長、高森町農業委員会 ・野沢 稔事務局長、下原雄介主査			
事務局	伊藤洋人 専務理事兼事務局長(前掲)、中島健貴 参事兼部長、小林佳昭 部長、神林公雄 部長、山際義人 部長代理、土屋剛志 次長、森住浩光 審議役、松田美夏 係長、高橋一輝 主事、倉田幸代 囑託			

一般社団法人長野県農業会議 第90回常設審議委員会次第

日 時：令和5年9月15日（金）13:00～
場 所：長野市「JA長野県ビル 12A会議室」

1 開 会

2 挨拶

3 会務報告

4 議長就任

5 議事録署名人指名

6 審 議

第1号議案
農地法第4条の規定による意見回答について

第2号議案
農地法第5条の規定による意見回答について

第3号議案
農地法の規定による営農型太陽光発電施設に係る意見回答について
(高森町、5条、ブドウ)

7 報告事項

(1) 令和6年度農業委員会組織関係予算の概算要求の概要について

8 その他

(1) 農業者年金の加入推進について

(2) 次回の開催計画について

10月13日（金）13:30～ JAビル12A

9 議長退任

10 閉 会

主 要 会 務 報 告

(令和5年8月10日開催の常設審議委員会以降)

1 主催会議

(1) 総務・情報部関係

8月10日 第89回常設審議委員会 (長野市)
8月10日 第2回農業委員等表彰選考会 (長野市)

(2) 農政・農地部関係

8月22日 新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会 (松本市)
8月23日 " (伊那市)
8月24日 " (長野市)
8月25日 " (佐久市)
8月28・30日 最適化活動に係る活動記録の打合せ (2市1村)
9月8日 地区常設審議委員会 (小諸市、高森町、塩尻市、長野市)
9月8日 農地利用最適化に係る月次情報交換会議 (")

(3) 担い手・経営・年金部関係

8月22日 「雇用就農者実践研修支援事業」現地確認調査(北信1経営体)
8月24日 「農の雇用事業」現地確認調査 (中信2経営体)
8月31日 「雇用就農資金等」現地確認調査 (南信3経営体)
9月4日 独立行政法人農業者年金基金考査指導に係る事前打合せ (箕輪町)
9月5日 「雇用就農資金」現地確認調査 (南信2経営体)

2 組織関連の会議

8月16日 就農準備資金事業現地審査会・研修確認
8月21日 北信5市農業委員、農地利用最適化推進委員研修会
8月23日 松川町農業委員会農業者年金加入推進研修
8月25日 諏訪市農業委員会地域計画策定研修会
8月25日 信州水田農業経営者会議北信ブロック情報交換会
8月28日 白馬村農業委員会新任委員研修会
8月31日 熊本県農業会議農地利用最適化推進大会
8月31日 須坂市農業委員会新任委員研修会
9月5日 都道府県農業会議専務理事・事務局長会議
9月7日 県鉢花園芸組合・飯田花卉組合合同現地取引会議
~8日
9月11日 独立行政法人農業者年金基金考査指導(対象:県農業会議)
9月12日 独立行政法人農業者年金基金考査指導立会
(対象:須坂市農業委員会、飯綱町農業委員会)
9月12日 県農業法人協会「仲間づくり研修・交流委員会」

9月13日 独立行政法人農業者年金基金考査指導立会
(対象：山形村農業委員会、朝日村農業委員会)
9月14日 // (対象：箕輪町農業委員会)
9月14日 全国農業新聞総局担当者会議

3 その他の会議

8月18日 地域計画策定推進研修会（東信）
8月19日 埋橋茂人氏県議会副議長就任祝賀会
8月21日 県長野農業農村支援センター新規就農者激励会（農業者年金制度
説明）
8月21日 地域計画策定推進研修会（中信）
8月23日 県農業大学校新規就農里親前基礎研修（農業者年金制度説明）
8月24日 第3回県農業担い手育成基金事務局会議
8月31日 地域計画策定推進研修会（南信）
9月 6日 多面的機能支払協議会臨時総会
9月14日 県政等懇談会

農地法第4条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(令和5年9月)

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面 積 (㎡)		
			田	畑	計
東信	1	1	3,280.00	0.00	3,280.00
小海町	1	1	3,280.00	0.00	3,280.00
南信	0	0	0.00	0.00	0.00
中信	0	0	0.00	0.00	0.00
北信	0	0	0.00	0.00	0.00
合計	1	1	3,280.00	0.00	3,280.00

正-②

農地法第5条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(令和5年9月)

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面 積 (m ²)		
			田	畑	計
東信	2	2	3,798.00	6,546.00	10,344.00
小海町	1	1	3,798.00	0.00	3,798.00
上田市	1	1	0.00	6,546.00	6,546.00
南信	6	8	49,604.00	4.95	49,608.95
伊那市	1	2	15,254.00	0.00	15,254.00
駒ヶ根市	1	1	8,241.00	0.00	8,241.00
箕輪町	1	2	10,991.00	0.00	10,991.00
飯島町	1	1	8,668.00	0.00	8,668.00
豊丘村	1	1	6,450.00	0.00	6,450.00
高森町	1	1	0.00	4.95	4.95
中信	3	3	18,861.00	3,007.00	21,868.00
塩尻市	1	1	4,600.00	3,007.00	7,607.00
安曇野市	1	1	8,467.00	0.00	8,467.00
白馬村	1	1	5,794.00	0.00	5,794.00
北信	1	1	0.00	9,917.00	9,917.00
長野市	1	1	0.00	9,917.00	9,917.00
合計	12	14	72,263.00	19,474.95	91,737.95

令和6年度農業委員会組織関係予算の概算要求の概要について

令和5年9月15日

I 令和6年度農林水産関係予算の概要

農林水産省は、令和5年8月31日、令和6年度農林水産関係予算の概算要求を財務省に提出した。予算総額は、対前年度比20%増の2兆7,209億円となっており、うち、公共事業費は、19.1%増の8,317億円、非公共事業費は20.3%増の1兆8,892億円となっている。

同予算は、政府が6月に決定した「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を踏まえ、食料安全保障の強化、環境対応、人口減少への対応の3本柱を中心に構成されており、農林水産省は、岸田政権が掲げる新しい資本主義の下、若者や意欲ある農林水産業者が夢を持って農林水産業に取り組めるような環境整備、元気で豊かな農山漁村の次世代への継承等を実現するための予算を要求したとしている。

II 令和6年度農業委員会組織関係予算の概要

令和6年度の農業委員会組織関係予算（①農業委員会交付金、②機構集積支援事業費、③農地利用最適化交付金、④都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金、⑤農地調整交付金）の総額は、133億1,100万円となり、前年度並の要求額となっている。

なお、市町村等の地域計画の策定や目標地図の素案作成を支援する「地域計画策定推進緊急対策事業」については、対前年度6億2千万円増の14億1,900万円の要求額となっている。

1 農業委員会交付金【47億1,800万円・対前年度同額、補助率：定額(10/10)】

本交付金は、農業委員・農地利用最適化推進委員の手当、事務局職員の設置、農地調査・資料整備にかかる経費を支援するもの。

2 機構集積支援事業【29億2,300万円・対前年度1億6,600万円増、補助率：定額(10/10)】

本事業は、市町村農業委員会が実施する農地法等に基づく遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援するもの。

また、都道府県農業会議による農業委員及び推進委員の資質向上に向けた研修や農業委員会への巡回支援費、全国農業会議所による都道府県農業会議への研修及び農業委員会サポートシステム関連の改良等を支援する事業が盛り込まれている。

増額となったのは全国農業会議所が行うデータベース開発等に関する経費であり、市町村農業委員会、都道府県農業会議に関する予算は前年度と同額となっている。

3 農地利用最適化交付金【51億円・対前年度同額、補助率：定額(10/10)】

本交付金は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の最適化活動を支援するため、報酬の上乗せ条例の制定を条件に両委員の報酬財源として平成28年度から措置されているもの。

令和4年度に交付要綱の大幅な見直しが行われ、これまでの委員の報酬財源に加え、最適化活動に要する事務費や臨時職員の人件費等に支出できるよう改善が図られた。

令和6年度要求額は、対前年度同額の5.1億円となっているが、令和5年度の予算執行率が今後の予算決定額にも影響してくることが予想されることから、全ての農業委員会で交付金を活用(予算措置)していただくよう取組を進めていくことが重要になっている。

(1) 令和5年度最適化交付金のスケジュール

時期	内容
8月～9月	①6月末に農業委員会から国へ提出した「最適化活動実績報告書(R4.4.1～R5.3.31)」に基づき、 <u>すべての農業委員会に対し配分額を提示</u> (国→県→市町村農委) ②農業委員会は配分額を基に事業実施計画書を作成し提出 (市町村農委→県) ③交付金額の内示(国→県→市町村農委)
10月～11月	①交付申請書の提出(市町村農委→県→国) ②交付決定(計画承認)(国→県→市町村農委)

(2) 令和5年度最適化交付金の活用予定農業委員会数(長野県内)(令和5年9月12日現在)

61農業委員会(16農業委員会は、現時点で未活用)

4 地域計画策定推進緊急対策事業【14億1,900万円(対前年度6億2,000万円増)、補助率：定額(10/10)】

本事業は、農業者等による話し合いを踏まえ、市町村が「地域計画」を策定するために必要な取組を支援する「市町村推進事業」のほかに、農業委員会による目標地図の素案の作成の取組を支援する「農業委員会推進事業」が盛り込まれているが、農業委員会の目標地図の素案作成の取組に対する経費は、農地利用最適化交付金でも措置されていることから、農水省は農業委員会の活動は同交付金を活用するよう求めている。

《令和6年度農業委員会組織関係予算等の概算要求額の一覧》

◆太枠が農業委員会組織関係予算

令和6年度概算要求額	<参考>令和5年度概算決定額
農地中間管理機構関連予算	農地中間管理機構関連予算
農地中間管理機構事業※国費部分のみ (52億9,000万円・対前年度9億9,900万円増)	農地中間管理機構事業※国費部分のみ (42億9,100万円) ※遊休農地解消緊急対策事業を含めた額
農地中間管理機構事業に統合	遊休農地解消緊急対策事業(新規) (2億5,800万円)
機構集積協力金交付事業 (62億6,600万円・対前年度 56億6,600万円増)	機構集積協力金交付事業 (6億円) ※この他、令和4年度補正予算で40億円措置
機構集積支援事業 (29億2,300万円・対前年度 1億6,600万円増) (1)遊休農地の所有者の利用意向調査 (2)所有者不明農地等の権利関係調査 (3)農業委員・推進委員の研修 (4)農地情報システム関連の改修・維持管理 (5)農地情報のデータベース化 (6)都道府県機構の巡回支援等	機構集積支援事業 (27億5,700万円) (1)遊休農地の所有者の利用意向調査 (2)所有者不明農地等の権利関係調査 (3)農業委員・推進委員の研修 (4)農地情報システム関連の改修・維持管理 (5)農地情報のデータベース化 (6)都道府県機構の巡回支援等
農業委員会交付金 (47億1,800万円・対前年度同額)	農業委員会交付金 (47億1,800万円)
農地利用最適化交付金 (51億円・対前年度同額)	農地利用最適化交付金 (51億円)
都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 (5億2,300万円・対前年度同額)	都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 (5億2,300万円)
農地調整費交付金 (4,700万円・対前年度同額)	農地調整費交付金 (4,700万円)
農地中間管理機構関連対策	農地中間管理機構関連対策
農地中間管理機構関連農地整備事業 (農業農村整備事業〈公共〉で実施) (774億500万円・対前年度 140億8,600万円増)	農地中間管理機構関連農地整備事業 (農業農村整備事業〈公共〉で実施) (633億1,900万円)
農地耕作条件改善事業 (239億2,600万円・対前年度 38億8,300万円増)	農地耕作条件改善事業 (200億4,300万円)
地域計画策定推進緊急対策事業 (14億1,900万円・対前年度6億2,000万円増)	地域計画策定推進緊急対策事業(新規) (7億9,900万円)
最適土地利用総合対策 (117億4,100万円の内数・対前年度 26億7,100万円増) ※農山漁村振興交付金の内数	最適土地利用総合対策 (90億7,000万円の内数) ※農山漁村振興交付金の内数
農地利用効率化等支援交付金 (15億2,100万円・対前年度同額)	農地利用効率化等支援交付金 (15億2,100万円)

40-2 農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進及び農業委員会による農地利用の最適化の推進

農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進及び農業委員会による農地利用の最適化の推進のうち
令和6年度予算概算要求額
 地域計画策定推進緊急対策事業 **1,419 (799) 百万円の内数**

13,311 (13,146) 百万円

<対策のポイント>

農業委員・農地利用最適化推進委員による、地域が目指すべき農地の将来像である目標地図の素案作成を含む、農地利用の最適化のための活動等に必要経費を支援します。

<政策目標>

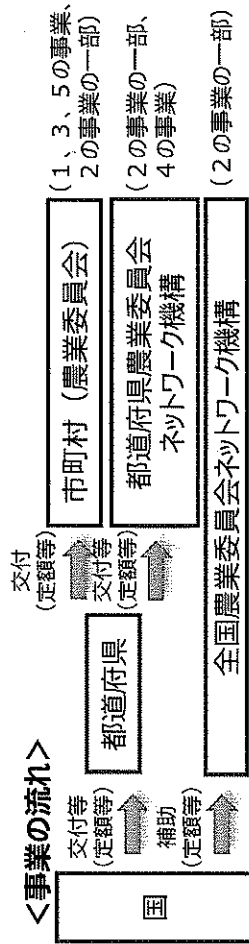
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加 (8割) ※令和6年度以降の政策目標については、今後検討

<事業の内容>

- 1. 農業委員会交付金** 4,718 (4,718) 百万円
農地法等に基づき業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。
- 2. 機構集積支援事業** 2,923 (2,757) 百万円
遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援します。
- 3. 農地利用最適化交付金** 5,100 (5,100) 百万円
農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に要する経費を支援します。
- 4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金** 523 (523) 百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構 (都道府県農業会議) が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。
- 5. 農地調整費交付金** 47 (47) 百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

(関連事業)

地域計画策定推進緊急対策事業 1,419 (799) 百万円の内数
 地域計画の策定における目標地図の素案作成の取組等を支援します。



<事業イメージ>

農業委員会

- 農地法等に基づく業務 (農地の権利移動に係る許可等)
- 農地利用の最適化のための活動 (農地集積・集約化、遊休農地解消等)

【T 農業委員会の活動事例】

- ・ 農業委員会が、管内全ての農地所有者を対象に今後の経営意向や後継者の有無、農地一筆ごととの状況及び今後の利用意向等について意向調査を実施。
- ・ 調査結果を地図化の上、地域の話合いで関係者に共有し、農地バンクも活用したマッチングにつなげている。(担い手への集積率：63.9% (令和4年度))

※都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート



農業委員会による目標地図の素案作成の推進 (イメージ)



都道府県農業会議の体制を強化し、

管内の農業委員会の目標地図の素案作成等の業務を巡回サポートする取組を支援

[お問い合わせ先] (1, 3, 4の事業) 経営局農地政策課 (03-3591-1389)
 (2の事業) 農地政策課 (03-6744-2152)
 (5の事業) 農地政策課 (03-6744-2153)

39-1 地域計画の策定とその実現に向けた取組の推進のうち 地域計画策定推進緊急対策事業

【令和6年度予算概算要求額 1,419 (799) 百万円】

＜対策のポイント＞

高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業者等による話し合いを踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組を支援します。

＜政策目標＞

全農地面積に占める担い手利用する面積の割合の増加（8割） ※令和6年度以降の政策目標については、今後検討

＜事業の内容＞

1. 市町村推進事業

地域計画の策定に向けた市町村の以下の取組を支援します。

- ① 協議の実施・取りまとめ
話し合いをコーディネートする専門家の活用、協議内容の取りまとめ等
- ② 地域計画案の取りまとめ
協議の結果を踏まえた地域計画案の作成、関係者への説明等
- ③ 地域計画の公告・周知
関係者、地域住民への周知等

2. 農業委員会推進事業

地域計画の策定における農業委員会による目標地図の素案の作成の取組を支援します。

3. 都道府県推進事業

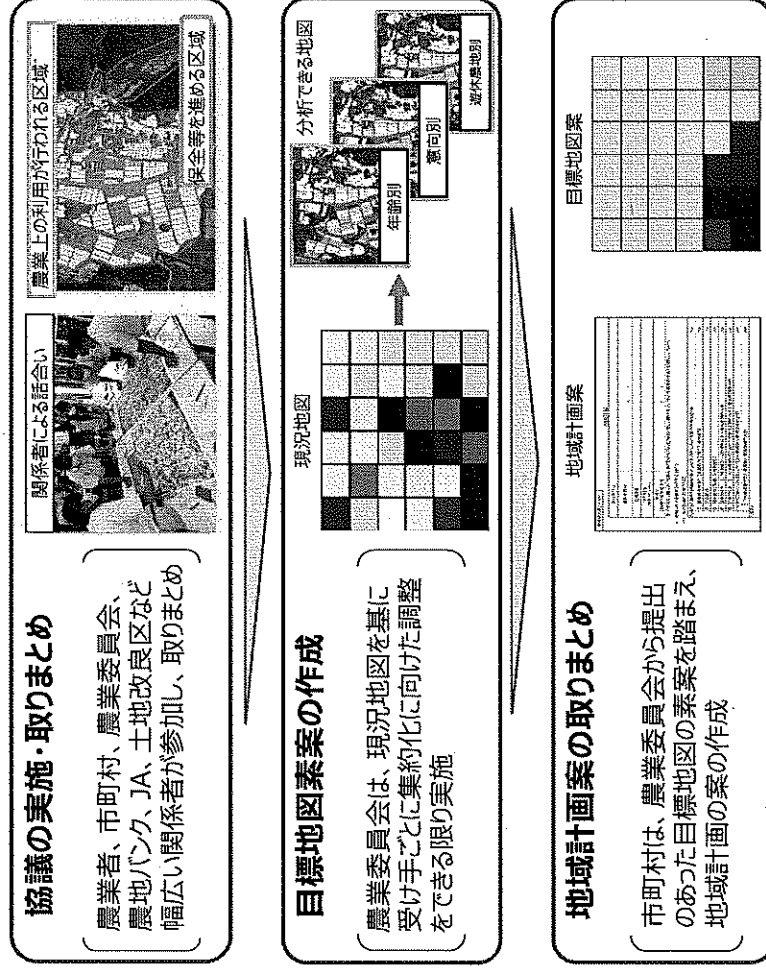
地域計画の普及・推進に向けた都道府県の以下の取組を支援します。

- ① 市町村等への説明会や研修会の開催等
- ② 市町村等の取組への助言・指導

＜事業の流れ＞

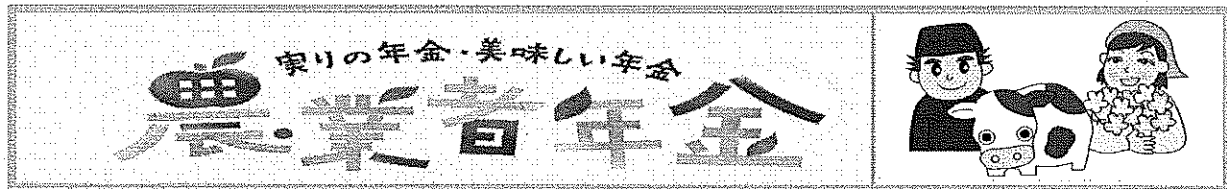


＜事業イメージ＞



地域計画の公告・周知

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課 (03-6744-1760)



加入推進ニュース

一般社団法人 長野県農業会議
令和5年9月15日 <No.6>

☆ 8月の新規加入実績

5市村において、5人の新規加入者を確保いただきました。誠にありがとうございました。これにより、本年度の新規加入者は、県全体で40人（目標達成率26%）となりました。

市町村名	新規加入者数 A	Aのうち 20～39歳	Aのうち 女性
南相木村	1	1	
上田市	1		1
塩尻市	1		1
白馬村	1		1
長野市	1		
合計5市村	5	1	3

☆ 農水省経営局長通知に基づく「農業者年金制度の普及推進」を！

農水省経営局長は、多くの農業者が農業者年金制度を知り、加入する機会に接することができるよう、関係行政機関の理解・協力のもと普及推進を図る必要があるとして「農業者年金制度の普及推進に向けた協力依頼について」を、各地方農政局等に対して通知いたしました。

これを受けて、県農政部長は、各市町村長及び各農業農村支援センター所長に対して、各種関連施策の推進と併せた本制度の普及推進に向けた協力依頼について通知いたしましたので、農業委員会及びJAにおかれましては、関係機関との連携を強化した取組をお願いいたします。

☆ 「農業者年金パンフレット（長野県版）」と「アドバイザー」をご活用願います ♪

年金の仕組みとメリットをわかりやすく紹介した「令和5年版の農業者年金パンフレット」を農業委員会、JA長野中央会、農業共済組合、県農政関係課及び農業農村支援センター等関係機関へ配付しましたので、各種研修会や地域計画の話し合い等においてご活用願います。

また、研修会等の講師として「農業者年金広域アドバイザー」を無料で派遣いたしますので、お気軽に長野県農業会議へご相談ください。

☆ 加入推進事例の紹介

- ①農業委員会の総会後に「農業者年金研修会」を開催し、制度内容の周知を図っている。
- ②一定規模以上の農業経営で、国民年金1号被保険者を年齢別、旧JA支所別に絞り込んだ「加入推進名簿」を作成し、農業委員等に配付している。
- ③旧JA支所別に「地区別加入推進班」を設置し、加入推進名簿をもとに加入推進部長、農業委員、農地利用最適化推進委員、JA金融課長、事務局職員で戸別訪問し、年金パンフレットと事前に準備した年金シミュレーションをもとに詳細な説明を行っている。
- ④各農業委員から農業者への年金制度の紹介や、広報紙で農業者年金のメリットなどを紹介している。【加入推進のポイント：農業委員との連携、節税効果、保険料設定の自由度】

☆ 農業者年金加入推進特別研修会を9月27日・28日に開催します！

各市町村の加入推進部長をはじめ、農業委員、農地利用最適化推進委員及びJA等関係の皆様は、是非ご参加をお願いいたします。【9月27日（水）松本市、28日（木）長野市】

❖講演では、**戸別訪問での説得術!**など加入推進の際に参考となる話しもお聞きできます。

農業者年金の令和5年度目標数・新規加入者数・目標達成状況

(令和5年8月末日現在)

市町村名	令和5年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち20~39歳	うち女性	全体	うち20~39歳	うち女性	全体	うち20~39歳	うち女性
小諸市	3	2	1						
佐久市	5	3	2	1					
小海町	1	1	1	1	1		○	○	
佐久穂町	2	1	1						
川上村	6	6	3						
南牧村	3	3	2						
南相木村	1	1	1	1	1		○	○	
北相木村	1	1	1						
軽井沢町	1		1						
御代田町	1	1	1						
立科町	1	1	1						
佐久計	25	20	15	3	2	0	2	2	0
上田市	3	2	1	2	1	2			○
東御市	2	2	1						
長和町	1	1	1						
青木村	1	1	1						
上田計	7	6	4	2	1	2	0	0	1
岡谷市	1	1	1						
諏訪市	1	1	1						
茅野市	2	1	1						
下諏訪町	1		1						
富士見町	1	1	1						
原村	3	2	1	1					
諏訪計	9	6	6	1	0	0	0	0	0
伊那市	3	1	1						
駒ヶ根市	2	1	1						
辰野町	1	1	1						
箕輪町	1	1	1						
飯島町	1	1	1						
南箕輪村	1	1	1	1			○		
中川村	1	1	1	2		1	○		○
宮田村	1	1	1						
上伊那計	11	8	8	3	0	1	2	0	1
飯田市	6	3	2	1	1				
松川町	2	2	1	1	1				
高森町	2	1	1	3	2		○	○	
阿南町	1		1						
阿智村	1	1	1						
平谷村	1	1							
根羽村	1								
下條村	1	1	1						
売木村	1								
天龍村	1		1						
泰阜村	1		1						
喬木村	1	1	1						
豊丘村	1	1	1	2	1		○	○	
大鹿村	1	1	1						
南信州計	21	12	12	7	5	0	2	2	0

市町村名	令和5年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち20~39歳	うち女性	全体	うち20~39歳	うち女性	全体	うち20~39歳	うち女性
上松町	1	1	1						
南木曾町	1	1	1						
木曾町	1	1	1						
木祖村	1	1	1						
王滝村	1								
大桑村	1		1						
木曾計	6	4	5	0	0	0	0	0	0
松本市	9	5	4	2	1	2			
塩尻市	4	2	2	2		2			○
安曇野市	3	3	2						
麻績村	1	1	1						
生坂村	1	1	1	1	1	1	○	○	○
山形村	2	1	1						
朝日村	2	1	1	1		1			○
筑北村	1	1	1	1			○		
松本計	23	15	13	7	2	6	2	1	3
大町市	1	1	1						
池田町	1	1	1						
松川村	1	1	1						
白馬村	1	1	1	1		1	○		○
小谷村	1	1	1						
北アルプス計	5	5	5	1	0	1	1	0	1
長野市	8	3	3	4	3	1			○
須坂市	4	2	2	1					
千曲市	3	1	1	1	1				○
坂城町	1	1	1						
小布施町	3	1	1						
高山村	1	1	1	1	1		○	○	
信濃町	1	1	1						
飯綱町	2	1	1	1	1				○
小川村	1		1						
長野計	24	11	12	8	6	1	1	4	0
中野市	9	4	3	3	3	1			
飯山市	4	1	1	3	2	1			○
山ノ内町	4	2	2	2		1			
木島平村	1	1	1						
野沢温泉村	1	1	1						
栄村	1	1	1						
北信計	20	10	9	8	5	3	0	1	1
県計	151	97	89	40	21	14	10	10	7

26%

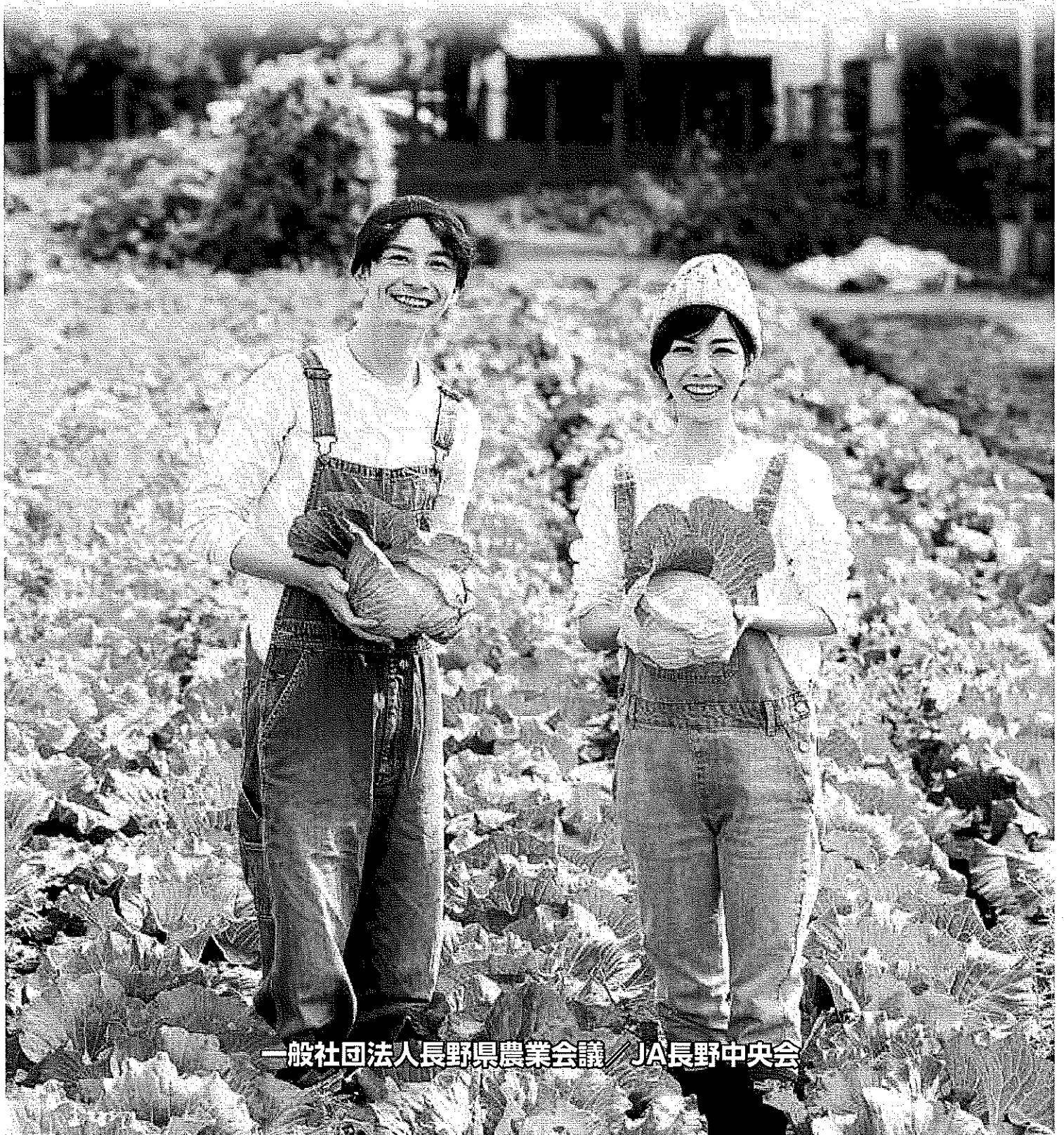
13%

は、令和5年度目標数を達成した市町村。

令和5(2023)年版

農業者年金

—年金の仕組みとメリット—



一般社団法人長野県農業会議 / JA長野中央会

農業者年金(制度)ってなに？

自分のために老後の年金を積み立てる公的な制度です。
農業者年金の受け取り開始時期は、生活設計にあわせて決めていただけます。

①積み立て

自分で決めた額を積み立て。
月額保険料：
基本20,000円～67,000円
※35歳未満で、政策支援加入の対象とならない方は10,000円から。

独立行政法人 農業者年金基金が 一元的に運用管理

H14年度～R4年度の
平均運用利回り 2.74%

②受け取り

65歳から75歳未満で
本人が請求。
(60歳～64歳で繰上げし
て請求・受取りも可能)
終身年金。

農業者年金の加入資格(加入できる方)

次の3つを満たす方が加入できます。農業者なら広く加入できます。

①年間60日以上農業に従事する方

②20歳以上65歳未満の方

※ただし、60歳以上の方は、国民年金の任意加入者に限り(注1：2ページ最下段)加入できます。

③国民年金の保険料を納めている方(国民年金第1号被保険者の方)

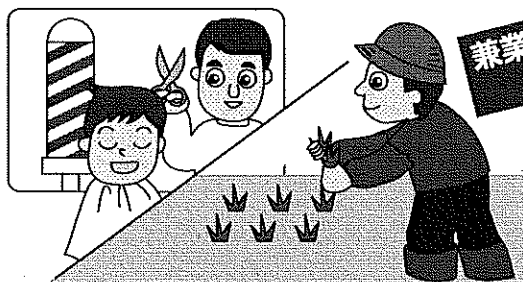
こんな方が加入できます



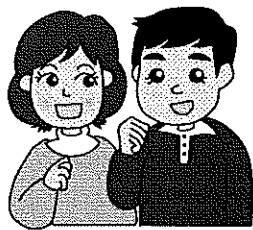
農業経営者



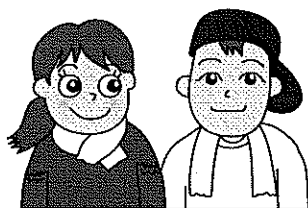
配偶者



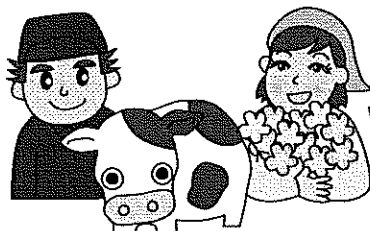
自営業と兼業農家



後継者とその配偶者



農業従事者
農家のパートさん



農地の権利名義を持たない
畜産農業者・施設園芸等農業者など

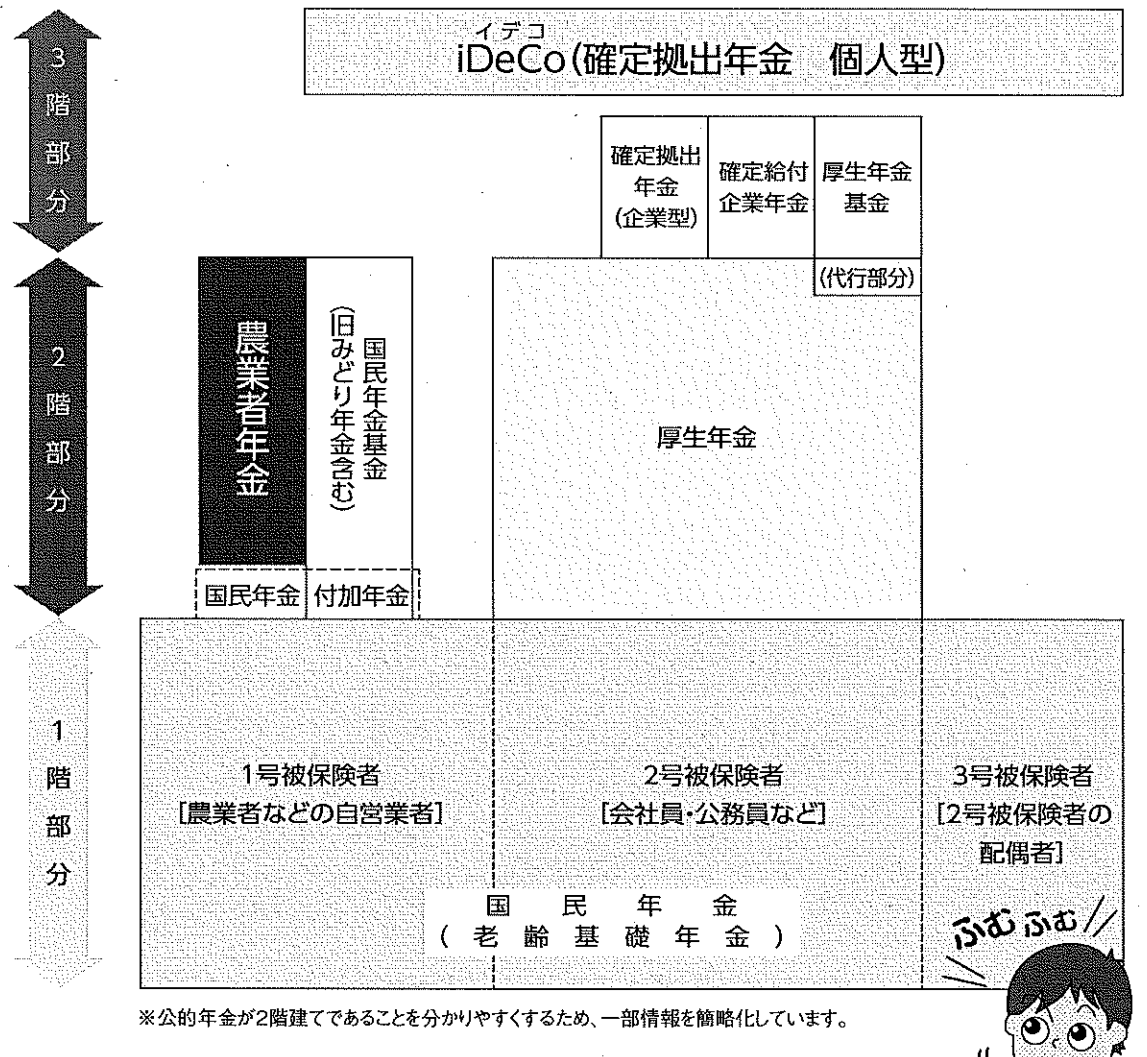
農地が
なくてもOK!

日本の年金制度は3階建て！

農業者年金は、2階部分の年金です。

1階部分の国民年金と、2階部分の国民年金付加年金に加入いただいていることが、農業者年金の加入要件になっています。

なお、日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が義務になっています。



注1：国民年金の任意加入者とは、国民年金の保険料納付済み期間が480月に満たない方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。



加入の種類

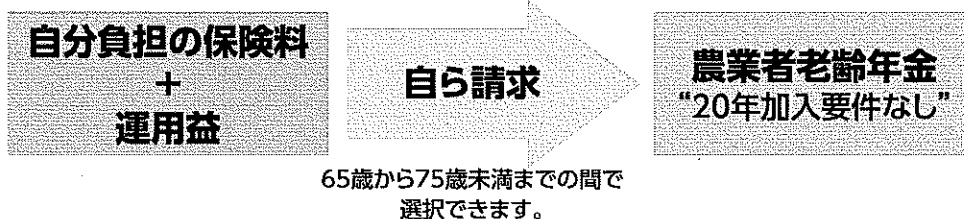
加入には、次の2つの種類があります。

①通常加入

保険料を全額自己負担する加入(保険料の国庫補助を受けない加入)。

月額保険料は2万円～6万7千円の間で、千円単位で自由選択。

なお、令和4年から35歳未満で一定の要件を満たす方は、月額1万円から加入できるようになりました。



②政策支援加入

保険料の国庫補助を受ける加入。

一定の要件を満たす農業者が対象になります。

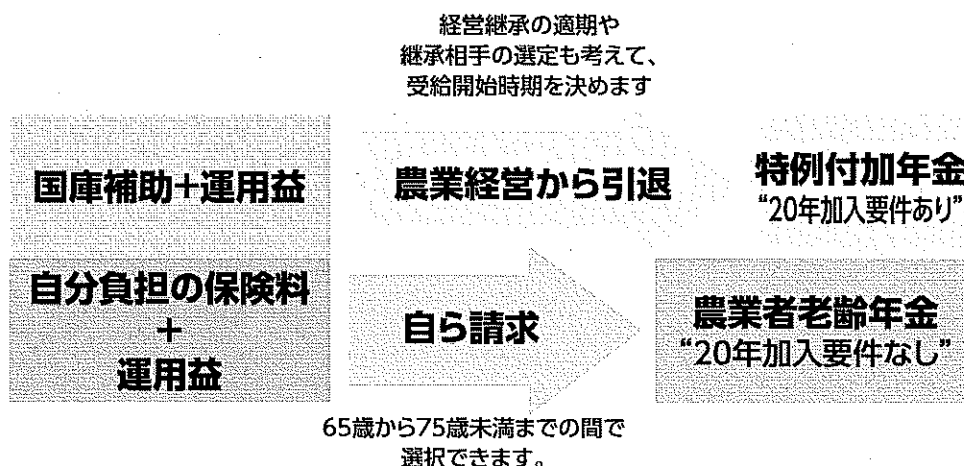
《政策支援加入の要件》

農業者年金の加入資格(1ページ参照)に加えて、次のア～ウのすべてを満たす必要があります。

ア 60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれること(39歳までに加入)。

イ 農業所得が900万円以下(配偶者、後継者の場合は、支払いを受けた給料等が900万円以下)。

ウ 次の表(4ページ上段)の要件のいずれかに該当すること。



政策支援加入の対象者と補助額

区分	必要な要件	保険料及び補助額			
		35歳未満		35歳以上	
		本人負担保険料	補助額	本人負担保険料	補助額
1	認定農業者かつ青色申告者	1万円	1万円	1万4千円	6千円
2	認定就農者かつ青色申告者	1万円	1万円	1万4千円	6千円
3	区分1又は2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属	1万円	1万円	1万4千円	6千円
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす農業経営者で3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	6千円	1万6千円	4千円
5	区分1又は区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	6千円	—	

注1) 政策支援加入の保険料は、国庫補助分とあわせて月額2万円(固定)と決められています。保険料を2万円超に増額したい場合は、通常加入に切り替えていただくことになります。

注2) 35歳未満で加入した場合は、35歳以上になると自動的に保険料額が、35歳以上の額に変更されますのでご注意ください。

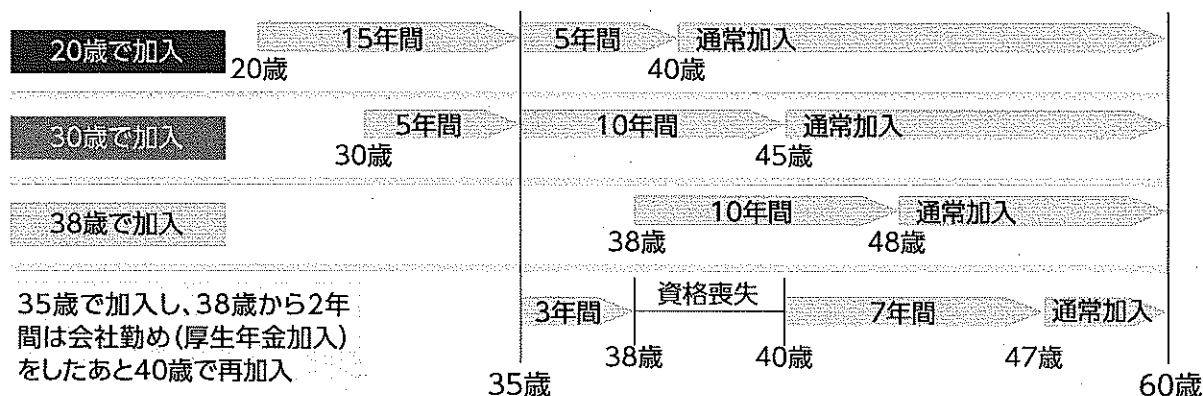
注3) 区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分又は通常の保険料への変更が必要です。

《保険料の国庫補助が受けられる期間》

保険料の国庫補助が受けられる期間は、次のアとイの期間を通算して最長20年間となっています。国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は、通常の保険料になります。

ア 35歳未満であれば、保険料の国庫補助要件を満たしているすべての期間。

イ 35歳以上で支援を受けられる期間は10年以内。



《国庫補助分に係る年金を受給するにあたって》

将来、国庫補助分に係る年金を受給するには、農業経営から引退(経営継承)することが要件となっています。

また、経営継承後に、①農業経営の再開 ②後継者に使用貸借により貸し付けた農地の返還 ③農地所有適格法人の構成員となった場合などは、国庫補助分に係る年金は支給停止となりますので注意が必要です。

《自分が負担した部分の年金の受給方法》

65歳以上75歳未満の間に、年金を受給するための請求手続き(裁定請求)を、市役所・役場内の農業委員会事務局または、JAの金融窓口で行うことが必要となります。

将来いくらもらえるの？《受け取り見込額の試算》

●試算の前提

- ・平均運用利回りは、2.74% (平成14年度～令和4年度の運用実績の平均) で計算しています。
- ・年金額 (年額) は、65歳時点の額を表しています。
- ・年金受給総額は、男性では86.5歳、女性では92歳 (男女とも平均余命) まで年金を受給された場合の総額を表しており、さらに長生きされた場合は、これよりも多く受給されることになります。

農業者年金受給見込額の試算 (保険料月額2万円で通常加入、運用利回り2.74%の場合)

(単位：円)

加入年齢	納付期間	保険料納付額	男 性		女 性	
			年金額 (年額)	年金受給総額	年金額 (年額)	年金受給総額
20歳	40年	9,600,000	853,200	18,343,800	725,000	19,575,000
21歳	39年	9,360,000	820,300	17,636,500	697,100	18,821,700
22歳	38年	9,120,000	788,300	16,948,500	669,900	18,087,300
23歳	37年	8,880,000	757,000	16,275,500	643,300	17,369,100
24歳	36年	8,640,000	726,400	15,617,600	617,300	16,667,100
25歳	35年	8,400,000	696,600	14,976,900	592,000	15,984,000
26歳	34年	8,160,000	667,500	14,351,300	567,200	15,314,400
27歳	33年	7,920,000	639,100	13,740,700	543,100	14,663,700
28歳	32年	7,680,000	611,300	13,143,000	519,500	14,026,500
29歳	31年	7,440,000	584,200	12,560,300	496,500	13,405,500
30歳	30年	7,200,000	557,800	11,992,700	474,000	12,798,000
31歳	29年	6,960,000	532,000	11,438,000	452,100	12,206,700
32歳	28年	6,720,000	506,800	10,896,200	430,700	11,628,900
33歳	27年	6,480,000	482,200	10,367,300	409,800	11,064,600
34歳	26年	6,240,000	458,200	9,851,300	389,400	10,513,800
35歳	25年	6,000,000	434,800	9,348,200	369,500	9,976,500
36歳	24年	5,760,000	411,900	8,855,900	350,000	9,450,000
37歳	23年	5,520,000	389,500	8,374,300	331,000	8,937,000
38歳	22年	5,280,000	367,700	7,905,600	312,500	8,437,500
39歳	21年	5,040,000	346,500	7,449,800	294,400	7,948,800
40歳	20年	4,800,000	325,700	7,002,600	276,800	7,473,600
41歳	19年	4,560,000	305,400	6,566,100	259,500	7,006,500
42歳	18年	4,320,000	285,600	6,140,400	242,700	6,552,900
43歳	17年	4,080,000	266,300	5,725,500	226,300	6,110,100
44歳	16年	3,840,000	247,400	5,319,100	210,300	5,678,100
45歳	15年	3,600,000	229,000	4,923,500	194,600	5,254,200
46歳	14年	3,360,000	211,000	4,536,500	179,300	4,841,100
47歳	13年	3,120,000	193,500	4,160,300	164,400	4,438,800
48歳	12年	2,880,000	176,400	3,792,600	149,900	4,047,300
49歳	11年	2,640,000	159,600	3,431,400	135,700	3,663,900
50歳	10年	2,400,000	143,300	3,081,000	121,800	3,288,600
51歳	9年	2,160,000	127,400	2,739,100	108,200	2,921,400
52歳	8年	1,920,000	111,800	2,403,700	95,000	2,565,000
53歳	7年	1,680,000	96,600	2,076,900	82,100	2,216,700
54歳	6年	1,440,000	81,800	1,758,700	69,500	1,876,500
55歳	5年	1,200,000	67,300	1,447,000	57,200	1,544,400
56歳	4年	960,000	53,200	1,143,800	45,200	1,220,400
57歳	3年	720,000	39,400	847,100	33,500	904,500
58歳	2年	480,000	26,000	559,000	22,100	596,700
59歳	1年	240,000	12,800	275,200	10,900	294,300

農業者年金受給見込額の試算〈保険料月額6万7千円で通常加入、運用利回り2.74%の場合〉

(単位：円)

加入年齢	納付期間	保険料納付額	男 性		女 性	
			年金額 (年額)	年金受給総額	年金額 (年額)	年金受給総額
20歳	40年	32,160,000	2,858,100	61,449,200	2,428,800	65,577,600
21歳	39年	31,356,000	2,748,100	59,084,200	2,335,300	63,053,100
22歳	38年	30,552,000	2,640,700	56,775,100	2,244,000	60,588,000
23歳	37年	29,748,000	2,535,800	54,519,700	2,154,900	58,182,300
24歳	36年	28,944,000	2,433,500	52,320,300	2,068,000	55,836,000
25歳	35年	28,140,000	2,333,600	50,172,400	1,983,100	53,543,700
26歳	34年	27,336,000	2,236,100	48,076,200	1,900,200	51,305,400
27歳	33年	26,532,000	2,140,800	46,027,200	1,819,300	49,121,100
28歳	32年	25,728,000	2,047,900	44,029,900	1,740,300	46,988,100
29歳	31年	24,924,000	1,957,200	42,079,800	1,663,200	44,906,400
30歳	30年	24,120,000	1,868,600	40,174,900	1,587,900	42,873,300
31歳	29年	23,316,000	1,782,200	38,317,300	1,514,500	40,891,500
32歳	28年	22,512,000	1,697,800	36,502,700	1,442,700	38,952,900
33歳	27年	21,708,000	1,615,400	34,731,100	1,372,700	37,062,900
34歳	26年	20,904,000	1,535,000	33,002,500	1,304,400	35,218,800
35歳	25年	20,100,000	1,456,400	31,312,600	1,237,700	33,417,900
36歳	24年	19,296,000	1,379,800	29,665,700	1,172,500	31,657,500
37歳	23年	18,492,000	1,305,000	28,057,500	1,109,000	29,943,000
38歳	22年	17,688,000	1,232,000	26,488,000	1,046,900	28,266,300
39歳	21年	16,884,000	1,160,700	24,955,100	986,300	26,630,100
40歳	20年	16,080,000	1,091,100	23,458,700	927,200	25,034,400
41歳	19年	15,276,000	1,023,100	21,996,700	869,500	23,476,500
42歳	18年	14,472,000	956,800	20,571,200	813,100	21,953,700
43歳	17年	13,668,000	892,100	19,180,200	758,100	20,468,700
44歳	16年	12,864,000	828,900	17,821,400	704,400	19,018,800
45歳	15年	12,060,000	767,200	16,494,800	652,000	17,604,000
46歳	14年	11,256,000	707,000	15,200,500	600,800	16,221,600
47歳	13年	10,452,000	648,200	13,936,300	550,800	14,871,600
48歳	12年	9,648,000	590,800	12,702,200	502,100	13,556,700
49歳	11年	8,844,000	534,800	11,498,200	454,500	12,271,500
50歳	10年	8,040,000	480,100	10,322,200	408,000	11,016,000
51歳	9年	7,236,000	426,700	9,174,100	362,600	9,790,200
52歳	8年	6,432,000	374,600	8,053,900	318,300	8,594,100
53歳	7年	5,628,000	323,700	6,959,600	275,100	7,427,700
54歳	6年	4,824,000	274,100	5,893,200	232,900	6,288,300
55歳	5年	4,020,000	225,600	4,850,400	191,700	5,175,900
56歳	4年	3,216,000	178,300	3,833,500	151,500	4,090,500
57歳	3年	2,412,000	132,100	2,840,200	112,200	3,029,400
58歳	2年	1,608,000	87,000	1,870,500	73,900	1,995,300
59歳	1年	804,000	43,000	924,500	36,500	985,500

農業者年金のメリット

メリット1
支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象になる
(※解説参照)

メリット2
終身年金(生涯年金を受け取ることができる)

メリット3
80歳前に亡くなられた場合は、遺族に死亡一時金がある
(ご遺族が、市町村農業委員会事務局またはJA金融窓口で手続き)

メリット4
保険料の支払いが厳しくなった時は、いつでも月額保険料の見直しができる

メリット5
手数料がかからない
(掛金納付時、年金還付時や、管理機関に納付する手数料など)

メリット6
資産運用がマイナスになった場合でも、マイナス相当額を補填する仕組み(付利準備金)がある
(65歳以上の裁定請求時のみ)

メリット7
脱退も再加入も可能

うわー!
こんなにも!

解説

メリット1 支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象になる、とは。

試算例1 その年の収入額200万円、かかった経費50万円の場合
課税対象所得は、 $200\text{万円} - 50\text{万円} = 150\text{万円}$ となります。

農業者年金に未加入の場合	農業者年金に加入している場合 (保険料月額2万円、年額24万円の場合)
年間税額は、 $150\text{万円} \times 15.1\%$ $= 226,500\text{円} \dots\dots ①$	年間税額は、 $(150\text{万円} - 24\text{万円}) \times 15.1\%$ $= 190,260\text{円} \dots\dots ②$

年間節税額は、
① - ② = **36,240円** ←この額が手元に残る！

試算例2

その年の収入額800万円、かかった経費200万円の場合
課税対象所得は、800万円－200万円＝600万円となります。

農業者年金に未加入の場合
年間税額は、 600万円×30.4% ＝1,824,000円……①

農業者年金に加入している場合 (保険料月額6万7千円、年額80万4千円の場合)
年間税額は、 (600万円－80万4千円)×30.4% ＝1,579,584円……②

なんと!

年間節税額は、

① - ② = **244,416円** ←この額が手元に残る!

保険料支払額による節税効果の目安

課税対象所得	税率 (所得税 + 個人住民税 + 復興特別所得税)	加入者の支払った保険料別の年間節税額		
		通常加入または 政策支援加入	通常加入	
		月額1万円 (年額12万円) の場合	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
195万円以下	15.1%	1万8千円	3万6千円	12万1千円
195万円超 330万円以下	20.2%	2万4千円	4万8千円	16万2千円
330万円超 695万円以下	30.4%	3万6千円	7万3千円	24万4千円
695万円超 900万円以下	33.5%	4万円	8万円	26万9千円
900万円超 1,800万円以下	43.7%	5万2千円	10万4千円	35万1千円
1,800万円超 4,000万円以下	50.8%	6万円	12万1千円	40万8千円
4,000万円超	55.9%	6万7千円	13万4千円	44万9千円

(注) 保険料支払後も適用される税率に変更がないものとして試算しています。

百円単位は端数処理しています。

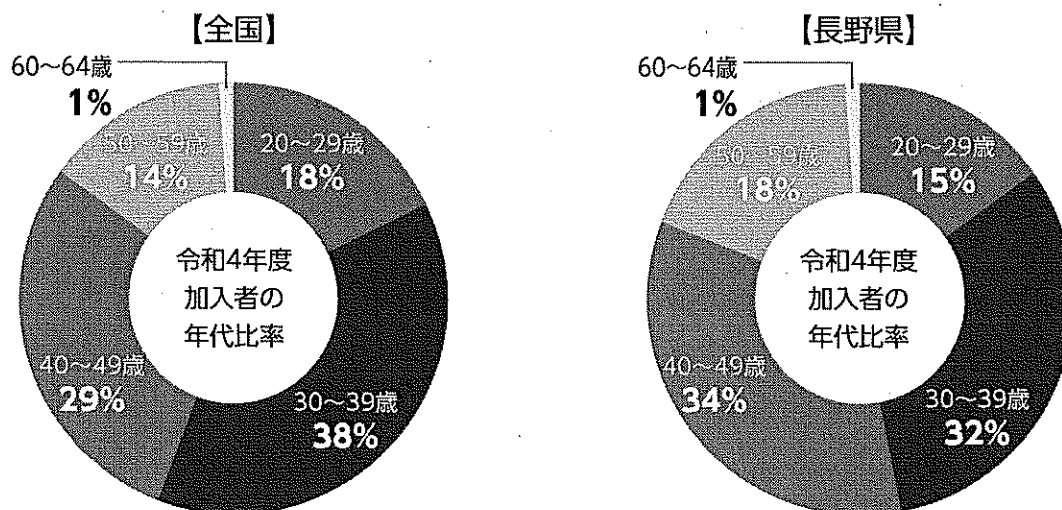
さらに、すごいのは、経営主が、生計を一つにする配偶者や後継者の保険料を支払ったときには、その合計額が、経営主の所得から控除できます。

農業者年金と他の年金との比較

	農業者年金	個人型確定拠出年金(iDeCo)	国民年金基金
運用は？	農業者年金基金が一元的に運用	加入者が運用商品を選択	国民年金基金が一元的に運用
脱退は？	本人の意思で任意脱退できる	任意脱退できない (農業者年金に加入するときは脱退できる)	任意脱退できない (農業者年金に加入するときは脱退できる)
年金は？	終身年金	5～20年の有期年金(一部終身)	1口目：終身年金 2口目以降：終身年金か確定年金 (有期年金)から選択
積立が元本割れになったときは？	65歳以降の年金裁定時に元本割れしていた場合にマイナス分相当額を補填する危険準備金(付利準備金)の仕組みがある	元本割れした場合の措置なし	確定給付型の年金制度のため、元本割れがない
保険料(掛金)の国庫補助	政策支援加入者は、月額2万円の保険料について、最大月額1万円の国庫補助がある	国庫補助なし	国庫補助なし
節税メリットの保険料控除は？	その年に支払った保険料の全額が「社会保険料控除」の対象となる。経営主が生計を一にする配偶者や後継者の保険料の合計額を控除できる(所得税法第74条)	その年に支払った保険料の全額が「小規模共済等掛金控除」の対象となる(本人の掛金のみ)(所得税法第75条)	その年に支払った保険料の全額が「社会保険料控除」の対象となる。経営主が生計を一にする配偶者や後継者の保険料の合計額を控除できる(所得税法第74条)

農業者年金の加入状況

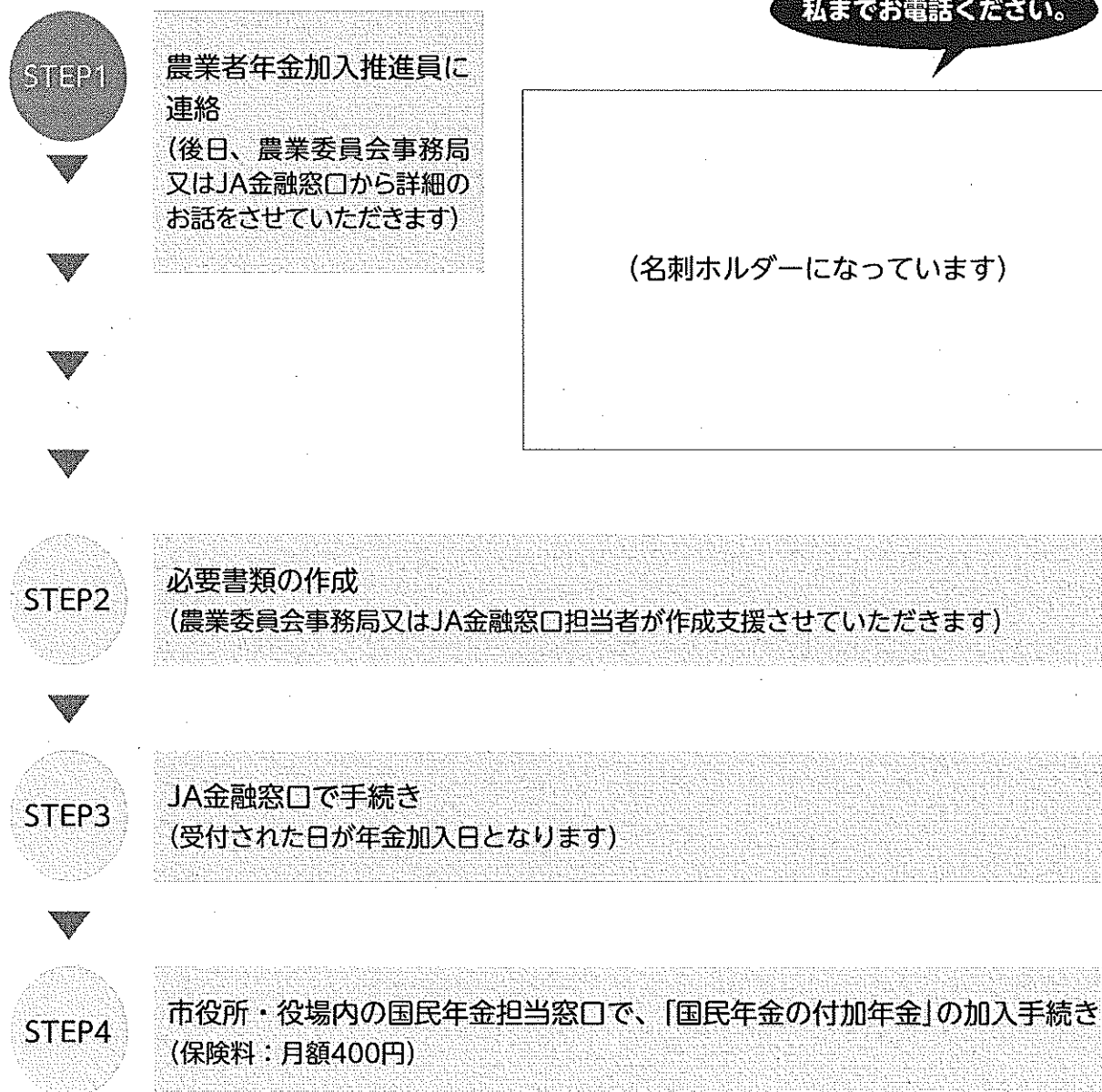
農業者年金の加入者は、平成14年度～令和4年度までの累計で、全国133,952人(うち、長野県2,872人)となっています。



注意点

- ① 農業者年金は、貯金のように途中で引き出すことはできません。積み立てた保険料は、独立行政法人農業者年金基金が運用し、将来、年金として支払われます。
- ② 政策支援加入された方について、国庫補助分に係る死亡一時金はありません。
- ③ 同じ2階部分の年金であるiDeCo(イデコ)や国民年金基金との重複加入はできません。

農業者年金に加入するには





農業者年金制度については、
こちらでも確認できます。



動画「農業者年金加入のすすめ」
(10分間)



農業者年金に関する長野県内の相談・支援組織

「一般社団法人長野県農業会議」担い手・経営・年金部

〒380-0826 長野市南長野北石堂町1177-3 JA長野県ビル11階

TEL：026-217-0291 / FAX：026-219-2953

E-mail：24keiei@nca.or.jp

※または、市役所・役場内の「農業委員会事務局」にお問い合わせください。

「JA長野中央会」営農支援センター

〒380-0826 長野市南長野北石堂町1177-3 JA長野県ビル4階

TEL：026-236-2019 / FAX：026-236-2008

※または、最寄りのJA金融窓口にご相談ください。
ご不明な場合は、当センターまでお問い合わせください。